

十勝環境複合事務組合余熱利用事業特別会計条例

〔平成5年2月25日〕
条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、余熱利用事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(弾力条項の適用)

第2条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年2月26日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。